

船舶事故調査報告書

平成27年5月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成25年8月6日 14時05分ごろ
発生場所	大阪府阪南港第2区 阪南港阪南3区防波堤灯台から真方位193°1,240m付近 （概位 北緯34°27.09′ 東経135°20.91′）
事故調査の経過	平成25年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート MANPEI、5トン未満 250-18418大阪、日本マリンスポーツ株式会社 5.70m (Lr) × 2.14m × 1.03m、FRP ガソリン機関、66.20kW、平成2年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 20歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年12月10日 免許証交付日 平成25年6月18日 （平成29年12月9日まで有効） 同乗者A 男性 19歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）を乗せ、阪南港第2区の「貝塚市港と同市二色中町との間の水域」（以下「本件水域」という。）で錨泊し、船長は、同行していた水上オートバイによるウェイクボードを行った。</p> <p>船長は、ウェイクボードの遊走を終えて本船に泳ぎ着き、次に同乗者Aがウェイクボードを行い、3回目のウェイクボードを終えた同乗者Aが終了の合図をしたので、收容するため、本船を同乗者Aから10m付近まで接近させ、機関を中立にして漂泊した。</p> <p>同乗者Aは、本船左舷船首部に泳ぎ着き、左舷側を伝うようにして左舷船尾部に向かい、持っていたウェイクボードを本船に入れ、左舷船尾部のはしごを上げてトランサムに立ち、救命胴衣を脱ぎ、船内に投げ入れた。</p>

	<p>船長は、同乗者Aが左舷後部のトランサムに上がり、船内に入ったと思い、スロットルレバーを前進に入れた。</p> <p>同乗者Aは、本船が、急発進したため、後方に飛ばされ、左手で目の前のハンドレールをつかんで踏みとどまったものの、平成25年8月6日14時05分ごろ、本件水域において、海中に入った右足が本船の推進器と接触した。</p> <p>船長は、「痛っ」という声が船尾方から聞こえたので、急いで機関を中立とし、後方を振り返ったところ、同乗者Aが落水したような状況だったので、急いで船尾に向かい、トランサムまで這い上がってき^はていた同乗者Aの右足が負傷していることを認めた。</p> <p>同乗者Bは、右舷船尾に立っており、発進した際、バランスを崩し、海に飛び込み、停止した本船に泳ぎ着いて乗り、同乗者Aの止血を手伝った。</p> <p>同乗者Aは、船長が操船する本船でマリナーまで運ばれ、船長が要請した救急車で病院に搬送されて右足挫滅創、足根骨骨折及び屈筋腱・神経損傷と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本船の操船は本事故当日が初めてであったが、父親の仕事の関係から、中学生の頃から乗船及び操船を行っており、モーターボートの操船に慣れていたので、不安はなかった。</p> <p>船長と同乗者Aは、同じ大学のサークルの先輩、後輩の関係であった。</p> <p>船長は、発進する際、同乗者Aに対し、ハンドレールなどにつかまり安定した姿勢でいることの確認及び発進する際の合図を行っていなかった。</p> <p>船長は、左舷船尾側の同乗者Aの動向に注意を向けており、発進した際、右舷船尾に立っていた同乗者Bが海に飛び込んだところは見えていなかった。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>同乗者Aは、本事故当日、初めてウェイクボードを行った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、阪南港第2区の本件水域において、ウェイクボードを終えた同乗者Aを収容するために漂泊中、船長が、同乗者Aがトランサムに上がり、船内に入ったと思い込み、同乗者Aに対し、安定した姿勢でいることの確認及び発進の合図を行わずに発進したことから、同乗者Aが、後方に飛ばされ、左手で目の前のハンドレールをつかんで踏</p>

	<p>みとどまったものの、海中に入った右足が本船の推進器に接触して負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、阪南港第2区の本件水域において、ウェイボードを終えた同乗者Aを収容するために漂泊中、船長が、同乗者Aがトランサムに上がり、船内に入ったと思い込み、同乗者Aに対し、安定した姿勢でいることの確認及び発進の合図を行わずに発進したため、同乗者Aが、後方に飛ばされ、左手で目の前のハンドレールをつかんで踏みとどまったものの、海中に入った右足が本船の推進器に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発進する旨の合図を行い、同乗者が腰を掛けたり、ハンドレールにつかまったりするなどして安定した体勢でいることを確認してから発進すること。 ・ 船長は、主機の回転数を徐々に上げ、急発進を行わないこと。